

多摩市「週休2日制確保工事」実施要領（土木）

令和5年12月21日 多摩市副市長決定

1 目的

この要領は、多摩市の発注する土木工事において、発注者が週休2日に取り組むことを指定する「週休2日制確保工事」の労務費補正等の必要な事項を定め、週休2日を確保することを目的とする。

2 対象工事

原則として、すべての土木工事(土木設備工事を除く。)を対象とする。なお、休日作業が必要となる維持工事や災害復旧工事等で「現場閉所」を行うことが馴染まない工事は、「交替制」による週休2日制確保工事の対象とできる。この場合において、3(3)②に規定する対象期間が1か月(約30日)未満の工事・災害時による緊急工事・200万円以下の少額工事・単価契約工事等は週休2日制確保工事の対象外とすることができる。

また、受注者が、週休2日制確保工事を希望しない場合、現場施工に着手する日(現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始される日をいう。以下「現場着手日」という。)までに、希望しない旨の理由を付して発注者に報告する。

3 週休2日の考え方

(1) 現場閉所により週休2日の確保を行う場合

- ① 対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- ② 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場所を除き、現場事業所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- ③ 対象期間とは、現場着手日から工事完了日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇5日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外と認める期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている期間等)は含まない。
- ④ 4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合(以下「現場閉所率」という。)が、28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。

(2) 交替制により週休2日の確保を行う場合

- ① 対象期間において、4週8休以上の休日確保を行ったと認められる状態をいう。
- ② 対象期間とは、現場着手日から工事完了日までの期間内における技術者及び技能労働者の従事期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇5日間については、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者それぞれが休日確保出来ていればよい。
- ③ 技術者及び技能労働者とは、施工体制台帳上の元請及び下請技術者等をいう。
- ④ 施工体制台帳上の工期のうち実働期間が点々としている場合には、対象期間は、受発注者協議で適宜設定するものとする。
- ⑤ 4週8休以上とは、対象期間内に現場に従事した全ての技術者及び技能労働者の平均休

日数の割合(以下「休日率」という。)が、28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。

- (3) 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日又は休日についても、現場閉所または休日日数に含めるものとする。

4 工期の変更

受注者の責によらず、次に掲げる理由等により工期を変更する必要がある場合は、適切に工期の変更を行う。

- (1) 契約内容と異なる事項等が発生し、工事工程の条件に変更が生じた場合
- (2) 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- (3) その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

5 業務の流れ

(1) 工事発注時

発注者は、本要領2により週休2日制確保工事を選定した上で、当初設計時に4週8休として経費(労務費、機械賃料、共通仮設費率、現場管理費率)の補正を行い、起工書、案件公表時の記載及び特記仕様書に当該工事が週休2日制確保工事である旨を記載する。

(2) 工事契約時

発注者は、週休2日制確保工事の実施について、受注者の意向を確認する。受注者が希望した場合は、その旨を施工計画書に明記する。「交替制」の取組を希望した場合は、技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日確保状況の証明方法を具体的に明記する。

週休2日制確保工事を希望しない旨の報告を行った工事については、受注者は(3)及び(4)に規定する義務を負わない。

なお、経費の補正については、発注者が速やかに設計変更を行う。経費の補正等に係る積算方法については、別添1を参照すること

(3) 工事施工時

- ① 受注者は、広報板に「週休2日制確保工事」である旨を記載する。
- ② 受注者は、現場閉所を行う時は、事前に週間工程表やメール等で監督員に報告する。

(4) 最終変更時

① 現場閉所により週休2日の確保を行う場合

受注者は、工事完了日確定後速やかに、現場閉所を行った結果が確認できる「現場閉所報告書」を作成し、発注者へ報告する。

発注者は、現場閉所の実施結果に応じ、別添1のとおり、設計変更を行う。

② 交替制により週休2日の確保を行う場合

受注者は、工事完了日確定後速やかに、技術者及び技能労働者の休日を確保した状況が確認できる「休日確保状況報告書」を作成し、発注者へ報告する。

休日確保状況報告書の提出時には、技術者及び技能労働者の出勤状況が分かる一覧表と休日が証明できる書類を添付する。また休日率は、現場に従事した技術者及び技能労働者の休

日数と対象期間日数から算出する。

発注者は、技術者及び技能労働者の休日率の実施結果に応じ、別添1のとおり、設計変更を行う。

6 留意事項

- (1) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、現場閉所日の前日等、現場閉所中の作業が発生するような指示等を行わない。
- (2) 発注者における現場閉所状況または技術者及び技能労働者の休日率の確認については、各工事単位で行うものとする。

附則（令和5年12月21日決定）

この要領は、令和6年4月1日以降に契約する案件に適用する。

附則（令和8年3月31日決定）

この要領は、令和8年4月1日以降に契約する案件に適用する。

週休2日制確保工事における各種補正について《現場閉所》

1 現場閉所の定義

現場閉所状況の定義は、次のとおりとする。

4週8休以上 現場閉所率が28.5%(8日/28日)以上の場合

2 経費の補正

現場閉所状況が4週8休以上(現場閉所率28.5%以上)の場合は、現場閉所率に応じて、間接工事費(共通仮設費率及び現場管理費率)を補正し、直接工事費及び共通仮設費(積上分)に計上される単価のうち労務費、機械賃料、市場単価、土木工事標準単価に対して週休2日の補正を適用した単価を計上する(補正係数表は3の表のとおり)。

なお、「土木工事標準単価」については、「建設物価(土木コスト情報)」及び「積算資料(土木施工単価)」に掲載の単価を使用しており、補正済み単価(同工種)が物価資料(「建設物価(土木コスト情報)」、「積算資料(土木施工単価)」)の両方に掲載されている場合は、その平均価格(有効数字3桁とし、4桁以下は切り捨て)とし、片方の資料のみに掲載されている単価は、当該単価(有効数字3桁とし、4桁以下は切り捨て)とする。

3 補正係数表

	4週8休以上
労務費	1.05
機械賃料	1.04
共通仮設費率	1.04
現場管理費率	1.06

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

	区分	4週8休以上
鉄筋工		1.05
ガス圧接工		1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.02
	撤去	1.05

防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.01
	撤去	1.05
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.01
	撤去	1.05
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.04
	撤去	1.05
防護柵設置工(落石防護柵)		1.02
防護柵設置工(落石防止網)		1.03
道路標識設置工	設置	1.01
	撤去・移設	1.04
道路付属物設置工	設置	1.02
	撤去	1.05
法面工		1.02
吹付砕工		1.03
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.03
道路植栽工	植樹	1.05
	剪定	1.05
公園植栽工		1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04
橋面防水工		1.02
薄層カラー舗装工		1.01
グルーピング工		1.01
軟弱地盤処理工		1.02
コンクリート表面処理工(ウォーター ジェット工)		1.01
硬質塩化ビニル管設置工		1.03
リップ付き硬質塩化ビニル管設置工		1.03
砂基礎工	人力施工	1.05
	機械施工	1.05
砕石基礎工	人力施工	1.05
	機械施工	1.05
組立マンホール設置工		1.05
小型マンホール工		1.01
取付管およびます設置工	ます設置工	1.01
	取付管布設及 び支管取付工	1.02

注1 現場閉所率が28.5%(4週8休)未満となった場合は、上記の補正を行わない。

4 その他

週休2日制確保工事に伴う書類の作成費用は、現場閉所率に応じて補正する経費に含まれるため、別途計上は行わない。

《交替制》

1 休日率の定義

休日率の定義は、次のとおりとする。

4週8休以上 休日率が28.5%(8日/28日)以上の場合

2 経費の補正

休日確保状況が4週8休以上(休日率28.5%以上)の場合は、休日率に応じて、労務費及び現場管理費、土木工事標準単価を補正する(補正係数表は3の表のとおり)。

なお、「土木工事標準単価」については、「建設物価(土木コスト情報)」及び「積算資料(土木施工単価)」に掲載の単価を使用しており、補正済み単価(同工種)が物価資料(「建設物価(土木コスト情報)」、「積算資料(土木施工単価)」)の両方に掲載されている場合は、その平均価格(有効数字3桁とし、4桁以下は切り捨て)とし、片方の資料のみに掲載されている単価は、当該単価(有効数字3桁とし、4桁以下は切り捨て)とする。

3 補正係数表

	4週8休以上
労務費	1.05
現場管理費率	1.03

注1 労務費分が明らかとなっていない市場単価等は、補正の対象としない。

注2 休日率が28.5%(4週8休)未満となった場合は、上記の補正を行わない。

4 その他

週休2日制確保工事に伴う書類の作成費用は、休日率に応じて補正する経費に含まれるため、別途計上は行わない。

現場閉所(予定・実績)報告書

令和〇年度 〇〇工事(契約期間 令和〇〇年〇月〇日 ~ 令和〇〇年〇月〇日)

年(西暦)	月	日付	12/1	12/2	12/3	12/4	12/5	12/6	12/7	12/8	12/9	12/10	12/11	12/12	12/13	12/14	12/15	12/16	12/17	12/18	12/19	12/20	12/21	12/22	12/23	12/24	12/25	12/26	12/27	12/28	12/29	12/30	12/31	閉所率小計	確認
		曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日		
2023	12	天気								晴		晴		晴	晴	晴	曇			晴	曇	曇	曇	雨	曇		曇	曇	晴	晴					
		期間種別	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象		
		閉所予定								開	閉	閉	開	開	開	開	開	開	閉	閉	開	開	開	開	開	閉	閉	開	開	開	開				
		閉所実績								開	閉	開	閉	開	開	開	開	開	閉	閉	開	開	開	開	閉	開	閉	開	開	開	開				
		土日以外閉所の理由																																	

年(西暦)	月	日付	1/1	1/2	1/3	1/4	1/5	1/6	1/7	1/8	1/9	1/10	1/11	1/12	1/13	1/14	1/15	1/16	1/17	1/18	1/19	1/20	1/21	1/22	1/23	1/24	1/25	1/26	1/27	1/28	1/29	1/30	1/31	閉所率小計	確認
		曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水		
2024	1	天気								晴	晴	晴	曇	晴			曇	曇	曇	晴	曇			雨	曇	雨	曇	曇			雨	雨	雨		
		期間種別	対象外	対象外	対象外	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象		
		閉所予定				閉	閉	閉	閉	開	開	開	開	開	閉	閉	開	開	開	開	開	開	閉	閉	開	開	開	開	開	閉	閉	開	開	開	
		閉所実績				閉	閉	閉	閉	開	開	開	開	開	閉	閉	開	開	開	開	開	閉	閉	開	開	開	開	開	閉	閉	開	開	開		
		土日以外閉所の理由																																	

閉所実績については、実績報告書に記載し、予定報告書作成時には記載しない。
 天気は作業時間帯における天候を記載する。

